

鈴鹿市告示第 2 4 4 号

鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成 1 1 年鈴鹿市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（失格基準価格の設定等） 第 4 条 略 2 失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、<u>失格とする</u>。この場合においては、第 8 条第 1 項の調査は行わないものとする。 （入札参加資格者への周知） 第 6 条 市長は、調査基準価格及び失格基準価格を設定したときは、次に掲げる事項を事前に入札参加資格者へ周知するものとする。 （1） 略 （2） 調査基準価格を下回る価格であって失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者（以下「低入札者」という。）が	（失格基準価格の設定等） 第 4 条 略 2 失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、<u>落札者とし</u>ない。この場合においては、第 8 条第 1 項の調査は行わないものとする。 （入札参加資格者への周知） 第 6 条 市長は、調査基準価格及び失格基準価格を設定したときは、次に掲げる事項を事前に入札参加資格者へ周知するものとする。 （1） 略 （2） 調査基準価格を下回る価格であって失格基準価格以上の価格をもって申込みが<u>行われた</u>ときは、落札者の決定を保留

落札候補者となったときは、落札者の決定を保留し、改めて落札者を決定すること。

(3) 落札候補者となった低入札者は、第8条第1項に規定する調査に協力しなければならないこと。

(4) 調査基準価格を下回る額で契約する場合は、第11条各号に掲げる条件を付すること。

(工事費内訳書の確認)

第7条 低入札者が落札候補者となった場合において、工事費内訳書に別表第3の左欄に掲げる工事区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に満たない額があるときは、当該落札候補者は、失格とする。この場合において、当該失格とした者に対しては、次条第1項の調査は行わないものとする。

(調査の実施)

第8条 市長は、低入札者が落札候補者となったときは、落札者の決定を保留し、当該落札候補者に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

し、改めて落札者を決定すること。

(3) 調査基準価格を下回る価格であって失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者は、第8条第1項に規定する調査に協力しなければならないこと。

(工事費内訳書の確認)

第7条 調査基準価格を下回る価格であって失格基準価格以上の価格をもって申込みが行われた場合において、工事費内訳書に別表第3の左欄に掲げる工事区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に満たない額があるときは、当該申込みをした者は、落札者とししない。この場合において、当該落札者とししないこととした者に対しては、次条第1項の調査は行わないものとする。

(調査の実施)

第8条 市長は、調査基準価格を下回る価格であって失格基準価格以上の価格をもって入札が行われたときは、当該入札の申込みをした者（第4条第2項又は前条の規定により落札者とししないこととした者を除く。）のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（以下「最低価格申込者」という。）に対

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、落札候補者からの事情聴取及び関係機関への照会等の方法により行うものとする。ただし、市長が調査の必要がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

(1) 略

(2) 入札金額の積算内訳

(3) 手持工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持機械の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者名

(10) 建設副産物の搬出地

(11) 略

(調査結果の報告及び審査)

第9条 市長は、低入札価格調査の結果を低入札価格調査報告書（第1号様式）により、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第1項に定める鈴鹿市請負工事等執行部会（以下「執行部会」という。）

し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行うものとする。

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について、最低価格申込者からの事情聴取及び関係機関への照会等の方法により行うものとする。

(1) 略

(2) 工事費内訳書

(3) 下請予定業者及び予定下請金額

(4) 施工計画書及び施工体制台帳

(5) 手持工事の状況

(6) 手持資材及び機械の状況

(7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(8) 工事作業員の具体的供給見通し

(9) 過去2年間に施工した公共工事名及び発注者

(10) 経営及び信用状況

(11) 略

(調査結果の報告及び審査)

第9条 市長は、前条の規定により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（第1号様式）により、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第1項に定める鈴鹿市請負工事等執行部会（以下「執行

へ報告し、審査を受けるものとする。

2 略

(落札者の決定)

第10条 市長は、前条第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされるとの通知を受けた場合にあっては、落札候補者を落札者として決定し、規則第15条の規定により速やかに当該落札候補者に通知するとともに、他の入札者全員に対し落札者決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。ただし、規則第6条第2項第7号の電子入札システムを使用して行う入札において、落札候補者及び他の入札者全員に対し落札者の決定に関する通知を別途行った場合は、本項本文の規定による通知を不要とする。

2 市長は、前条第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされないとの通知を受けた場合にあっては、落札候補者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、前2条の規定を適用する。

3 略

(契約の条件)

部会」という。)へ報告し、審査を受けるものとする。

2 略

(落札者の決定)

第10条 市長は、前条第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされるとの通知を受けた場合にあっては、規則第15条第1項の規定により速やかに最低価格申込者に通知するとともに、他の入札者全員に対し落札者決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされないとの通知を受けた場合にあっては、最低価格申込者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、前2条の規定を適用する。

3 略

第11条 市長は、調査基準価格に満たない額

で契約する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 契約保証金は、契約金額の10分の3以上の額とすること。

(2) 中間前払金は、支払わないものとする。

(3) 次条に規定する専任の担当技術者を配置すること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者（以下「主任技術者等」という。）並びに現場代理人の配置に関し、次に掲げる条件を付すること。ただし、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等及び現場代理人に適用するものとする。

ア 主任技術者等は、契約金額に関わらず専任で配置すること。

イ 主任技術者等及び現場代理人の兼務は、認めないこと。

（専任の担当技術者）

第12条 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、主任技術者等のほかに、低入札価格調査の資料提出時に次に掲げる事項を満たす専任の担当技術者を定め、契約時に配置するものとする。ただし、特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 低入札価格調査の資料提出時において、入札参加要件として主任技術者等に求める資格及び施工実績を有していること。(共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札参加要件を満たしていること。)

(2) 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(3) 当該競争入札において市長が指定する日に配置できる状況にあること。

2 共同企業体にあつては、前項に規定する専任の担当技術者の所属は、代表者又は構成員の別を問わないものとする。

3 第1項に規定する専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認めないものとする。

4 第1項に規定する専任の担当技術者が死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職その他やむを得ない事由があると市長が認めるときは、低入札価格調査の資料提出後における当該担当技術者の変更を認めるものとする。

第13条 略

第1号様式(第9条関係)

略

略	
落札候補者	
略	

第11条 略

第1号様式(第6条関係)

略

略	
最低価格入札業者	
略	

第 2 号様式（第 9 条関係）

略

略	
落札候補者	
略	

第 3 号様式（第10条関係）

略

第 2 号様式（第 6 条関係）

略

略	
最低価格入札業者	
略	

第 3 号様式（第 7 条関係）

略

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事又は製造その他についての請負について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行った工事又は製造その他についての請負については、なお従前の例による。